

権力者の人権侵害

誰もが当事者になり得る

職場でのパワーハラスメント（パワハラ）やセクシュアルハラスメント（セクハラ）は深刻な人権問題であるだけでなく、人材が財産である企業にとつても大きなダメージとなる。どんな行動がハラスメントとなり、背景には何があるのか。企業の相談員向けのセミナーをのぞいてみた。

セミナーの主催は、パワハラやセクハラで悩む人々を支援する「アトリエエム」（大阪府吹田市）。入社2年目の男性行員

先との関係でも起きるし、パソコンの技術が低い上司に対する部下から

「パワハラやセクハラは権力のある者から、ない者への人権侵害です。」

「パワハラやセクハラは権力のある者から、ない者への人権侵害です。」

公正な処分のできる組織に

のいじめもある。「誰もが行う者にも被害者にもなり得るのです」

背景には、ストレス要因の増加やコミュニケーション不足、長時間労働や格差の拡大などがあり、個人レベルの問題から企業・組織の風土、社会全体の問題までが複雑に絡み合っている。

被害者がどんなダメージを受けるのかを、ロールプレーで疑似体験する

三木代表は「毎日、無視をされる人の精神的な苦痛は大きい」と話し、後半は相談の訓練。再び3人1組となり、ハラ

上司と部下の意識の差を示すアンケートを紹介した場合。A係長はB社員が「おはようございます」とあいさつしてもうなすだけだが、C社員は90%近くいたが、その部下たちに「あなたの上司はあいさつしてくれませんか」と聞いたところ、15%しかいなかった（播摩早苗著「今すぐ使える！コーピング」よ

アトリエエムは、ハラスメント相談員の研修用DVDを販売している。詳しくはアトリエエム、電話06（6871）5975。

アトリエエムは、ハラスメント相談員の研修用DVDを販売している。詳しくはアトリエエム、電話06（6871）5975。

パワーハラスメントの事例

- 無視をする、情報を与えない、仕事を与えない
- 暴力を振るう、書類で机をたたき、暴言を吐く
- 人前で怒る、長時間にわたって叱責（しっせき）をする
- 飲酒やカラオケを強要する
- 人格を否定する



（アトリエエム）による



職場でのハラスメント相談員を対象にしたセミナーで、ロールプレーを見て回るアトリエエムの三木啓子代表（大阪市中央区の大阪産業創造館）

セミナーの被害者と相談員、2人のやりとりをチェックする観察者をそれぞれ経験した。

被害者がうつ病になったり、自殺したりするケースも少なくない。何より、パワハラやセクハラがまん延している組織が、働きやすい職場であるはずがない。三木代表は「行為者が誰であつても、同じ態度で聞き取りすることが重要です。例えば社長や常務に『あなたの行為はパワハラです』と伝えて、公正な処分ができますか。そういうルールができていない組織に問われている」と強調した。

アトリエエムは、ハラスメント相談員の研修用DVDを販売している。詳しくはアトリエエム、電話06（6871）5975。